

# 対応（案） 説明補足資料

令和3年11月2日  
令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会  
（第1回）

内閣府（防災担当）

# 新たな避難情報

- 令和3年5月に災害対策基本法を改正。
- 新たな避難情報に関しては、住民が着実に避難できるよう、周知・普及啓発活動が何よりも重要。
- 自治体に対して、可能な範囲・方法で各戸にチラシを配布・回覧いただくよう依頼し、周知・普及啓発の取組を進めている。

## 令和3年5月20日から

# 避難指示で必ず避難

### 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	<b>緊急安全確保</b> ※1 避難指示※2 避難勧告	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	<b>避難指示</b> ※2 避難勧告	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	<b>高齢者等避難</b> ※3 避難準備・ 高齢者等避難開始	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず緊急安全確保ではありませぬ。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになりました。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普通の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から**避難**しましょう。

**内閣府(防災担当)・消防庁**

「避難」って何すればいいの?

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

**行政が指定した避難場所への立退き避難**

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等

小・中学校  
公民館

**安全な親戚・知人宅への立退き避難**

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

**普段からどう行動するか決めておきましょう**

**安全なホテル・旅館への立退き避難**

通常の宿泊料が必要。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル  
旅館

**屋内安全確保**

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。

ここなら安全!

**「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です**

- 1 家屋倒壊等危険想定区域に入っていない(入っていると...)
- 2 浸水深より居室は高い
- 3 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと...)

※1 家屋倒壊等危険想定区域や2 水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。  
 ※3 家具の裏側の移動は非常に危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないような周囲の状況等を十分に確認して下さい。

# 「避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）」の基本的な考え方

(参考)「避難情報に関するガイドライン」の記載

P.48 4.1.2 手順2：「避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）」の基本的な考え方

●避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるため

## ①「防災気象情報の切迫度の高まり」

## ②「災害リスクのある区域等」

**との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本**であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。

●この②「災害リスクのある区域等」として最も基本的な情報は、

**災害リスクが公表済みの各種浸水想定区域や土砂災害警戒区域等**であり、本ガイドラインではこれらの情報を用いた発令対象区域の絞り込みについて記載することとする。

●この他に以下のような情報が考えられるため、**市町村は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。**

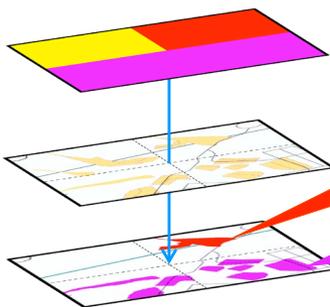
- ・過去の災害における局所的な浸水箇所や土砂災害の発生箇所
- ・元々河道であった場所など、地域の土地の成り立ちとその土地が本来持っている潜在的な災害リスクがある箇所

### 土砂災害警戒区域

①大雨警報(土砂災害)の危険度分布

②ハザードマップ(土砂災害警戒区域等)

避難情報の発令対象区域



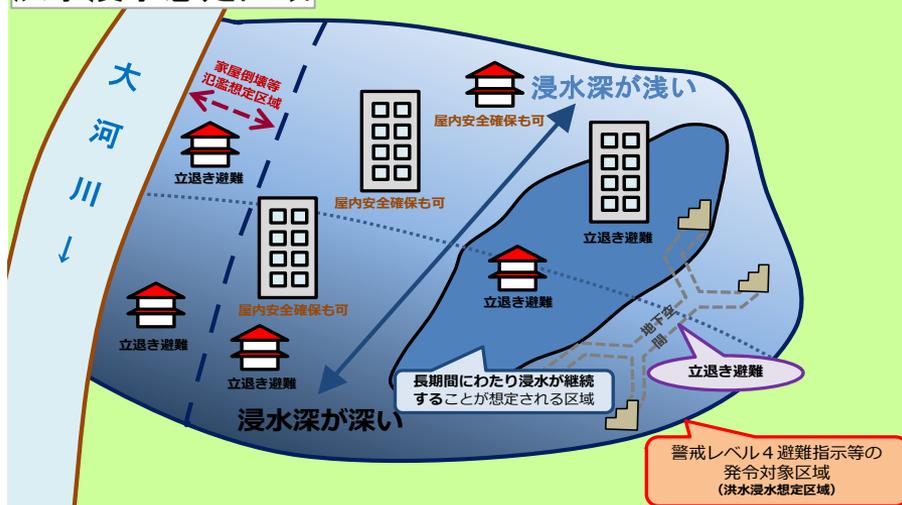
平常時のうちにメッシュの位置と地区との関係を整理しておくが良い

警戒レベル3  
高齢者等避難  
発令対象区域  
(土砂災害警戒区域)

警戒レベル4避難指示  
発令対象区域  
(土砂災害警戒区域)

高	非常に危険(警戒レベル4相当) 予想で土砂災害警戒情報の基準に到達
危険度	警戒(警戒レベル3相当) 実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達
低	注意(警戒レベル2相当) 実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達
	今後の情報等に留意

### 洪水浸水想定区域



# 保険制度について

## 「防災・減災費用保険制度（全国市長会）」及び「災害対策費用保険制度（全国町村会）」

### 【概要】

- 近年、大規模な自然災害が続発しており、住民の生命・身体の保護のために必要な避難情報を早期に発令することが不可欠。
- こうした状況を踏まえ、住民の生命・身体の安全を預かる市町村が、迅速かつ適切に避難情報の発令を決断し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、救助費用について保険金を支払う保険制度。

### 【保険制度】

防災・減災費用保険制度（全国市長会）、災害対策費用保険制度（全国町村会）

### 【保険の内容】

風災、水災、雪災等の自然災害（地震、噴火、津波を除く）またはそのおそれが発生し、市町村区域における防災を目的とする「避難指示または高齢者等避難」を市町村が発令したことを要件として、市町村が負担する以下の費用について、保険金を支払う。ただし、災害救助法の適用を受けた損害を除く。

- ① 避難所・避難場所の設置
- ② 炊き出しその他による食品の供与
- ③ 飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 学用品の供与
- ⑦ 上記①から⑥までに關する救助のための輸送費
- ⑧ 職員の超過勤務手当等の人件費、消耗品等

### 【保険料】

● 保険期間 2021年5月1日午後4時から2022年5月1日午後4時までの1年間

基本補償	プランA	プランB	プランC
年間支払限度額	2,000万円	1,500万円	500万円
1事故支払限度額	500万円	300万円	100万円
支払割合	避難勧告および避難指示(緊急)	100%	100%
	避難準備・高齢者等避難開始	50%	50%
保険料(一括払)	123万円 +(住民数×23円)	83万円 +(住民数×18円)	51万円 +(住民数×10円)

契約プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン	Fプラン	Gプラン	
年間支払限度額	500万円	1,500万円	2,000万円	500万円	1,500万円	2,000万円	5,000万円	
1事故支払限度額	100万円	300万円	500万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円	
支払割合	避難勧告・避難指示(緊急)	100%	100%	100%	80%	80%	80%	
	避難準備・高齢者等避難開始	50%	50%	50%	40%	40%	40%	
保険料	51万円 +住民数×10円	83万円 +住民数×18円	123万円 +住民数×23円	147万円 +住民数×4円	228万円 +住民数×4円	312万円 +住民数×3円	650万円 +住民数×2円	
年間保険料上限額				200万円	300万円	500万円	1,000万円	
住民数別加入可能プラン	住民数40万人以上					○	○	
	住民数20万人以上 40万人未満					○	○	
	住民数7万人以上 20万人未満				○	○	○	
	住民数7万人未満	○	○	○				
地震・噴火・津波特約	年間支払限度額	300万円			500万円			
	1事故支払限度額	300万円			500万円			
	支払割合	避難勧告・避難指示(緊急)	100%			80%		
		避難準備・高齢者等避難開始	50%			40%		
	保険料	16万円+住民数×3円			27万円+住民数×5円			
年間保険料上限額	30万円			100万円				

# 自治体で防災業務に従事する職員に対する気象防災ワークショップ

- 市町村職員、消防団員等が自治体の防災対応を実践的に学習できる訓練プログラム、「気象防災ワークショッププログラム」の活用を一層促進するとともに改良を進める。

## ○ 気象防災ワークショップとは

- 防災気象情報を活用して、避難情報の発令など、災害発生時の市町村の防災対応を疑似体験する（グループワーク形式）。

## ○ 期待される成果

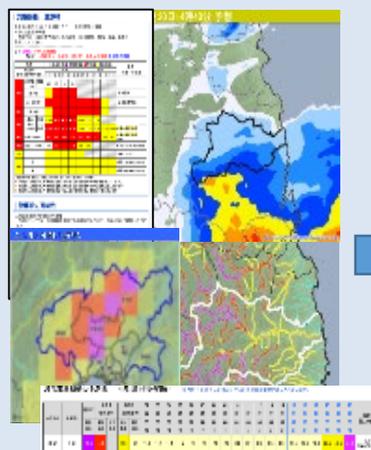
- 防災気象情報の種類や内容の基本を理解する。
- 防災気象情報の意図を即時に読み解き、避難情報の発令に必要な検討・判断や、危険地域の住民等への避難情報の伝達等が迅速に行えるようになる。

## ○ 今後の取組

- 市町村防災担当者に加え、災害時の自助・共助に重要な役割を果たす地域防災リーダーも参加対象とする。
- コロナ禍等に対応したオンライン形式のワークショップの実施を促進する。

## 気象防災ワークショップ 実施イメージ

気象台職員から  
各種防災気象情報の状況付与



自治体職員等が  
災害対応を疑似体験

災害対応グループワーク

防災気象情報の  
理解・活用（読み解き）



気象台職員より  
内閣府「避難情報に関する  
ガイドライン」に基づく解説

様々な立場からの参加者間  
での議論による、  
相互理解の醸成と、新たな気づき



「避難情報に関する  
ガイドライン」を、  
気象状況などに当てはめて  
具体的に考えることによる  
より深い理解